

掛川市条例第42号

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険税条例（平成17年掛川市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>12 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>12 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</u></p> <p>13 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特定適用利子等、同法第12条第5項に規定する特定適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特定適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第12条及び第27条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同条第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第27条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第27条中「山林所得金</u></p>

<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>14</u> (略)</p> <p>(平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例)</p> <p><u>15</u> (略)</p>	<p>額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>14</u> 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特定適用配当等、同法第12条第6項に規定する特定適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特定適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第12条及び第27条の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同条第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第27条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第27条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>15</u> (略)</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p><u>16</u> (略)</p> <p>(平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例)</p> <p><u>17</u> (略)</p>
--	--

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険税条例附則第13項及び第14項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年

法律第144号) 第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。